

議員提出決議案第1号

北朝鮮の弾道ミサイル発射に断固抗議する決議について

須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、北朝鮮の弾道ミサイル発射に断固抗議する決議案を別紙のとおり提出します。

平成29年10月11日

提出者	須賀川市議会議員	大倉雅志
賛成者	同	五十嵐伸
同	同	相楽健雄
同	同	鈴木正勝

須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二 様

北朝鮮の弾道ミサイル発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会からの強い抗議、警告、そして非難があるにもかかわらず、8月29日及び9月15日に中距離弾道ミサイルを発射し、いずれも我が国の北海道上空を通過し太平洋上に落下した。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、国連安全保障理事会決議及び日朝平壤宣言への明確な違反行為であることから、断じて容認することはできない。

須賀川市議会は、国際社会の反発や制止を無視して強行されている北朝鮮の軍事的暴挙に対し、非難の意を強く表明し断固抗議するとともに、今後、弾道ミサイル発射を含め、あらゆる軍事的、挑発的な行為を行わないよう強く求めるものである。

また、政府においては、世界の恒久平和を願い、国民に対して的確な情報提供を行うなど、国民の安全と安心の確保に万全を期すとともに、国際社会と協調し、北朝鮮に対して国連安全保障理事会決議を着実に履行することはもとより、毅然とした態度で、実効ある措置を講ずるよう強く求める。

以上決議する。

平成29年10月 日

須賀川市議会